

令和2年 10 月 2 日

(公財)日本関税協会大阪支部 事務局長 殿
大阪通関業会 専務理事 殿

大阪税関業務部
管理課長 宮下 敬子

テリー織り生地からなる「タオルハンカチ」の分類に関するお知らせ

平素は、関税分類に関する多大なご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記貨物については、判断基準を明確化し関税率表解説第 63.02 項に記載の「手ふきタオル」に該当するものであるため、同表第 63.02 項のトイレットリネンとして分類されることとなりました。

つきましては、従来、第 62.13 項の「ハンカチ」に分類されていたテリー織り生地（タオル地）からなる「タオルハンカチ」は、第 63.02 項に分類されることとなりますが、判断が困難な場合などありましたら、業務部関税鑑査官部門までご照会いただきますよう、貴会会員の皆様へご周知方よろしくお願いいたします。

【参考】

標記貨物に係る分類実績につきましては、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) の「輸入貨物の品目分類事例」に「第 63.02 項 手ふきタオル」(別紙 1) が、「品目分類 (回答事例)」に「テリー織生地の手ふきタオル」(別紙 2) がそれぞれ掲載されております。

以上のおりですが、当該貨物の分類に関して判断が困難な場合などありましたら、業務部関税鑑査官部門の繊維担当鑑査官 (06-6576-3371 (代表)) までお問い合わせ下さい。

手ふきタオル

第 63.02 項

↓ 貨物概要

テリー織生地の手ふきタオル

性 状：綿製パイル織物生地の四辺を縁縫いしたもの。
異なる二色の糸により柄を形成したもの。

サイズ：25 cm×25 cm

素 材：綿 100%

用 途：手や汗を拭うために使用

↓ 分類

関税率表第 6302.60 号（統計番号 6302.60-000）のトイレットリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）

↓ 分類理由

関税率表解説第 63.02 項（3）において、トイレットリネンの例として「手ふきタオル、おしぼり用タオル（環状タオルを含む）、バスタオル、ビーチタオル、顔ふき布及びトイレットグローブ」が挙げられており、本品は手ふきタオルに該当することから、上記のとおり分類されます。

◆ ◆ ◆

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ず
ることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）

[このページの本文へ](#)

[サイトマップ](#)

[English](#)



文字サイズ [大きく](#) [元に戻す](#) [小さく](#)

[サイト内検索](#)

ホーム	海外旅行の手続き	輸出入の手続き	水際での取組み	貿易統計	カスタムスアンサー
---------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------	---------------------------

[全国の税関](#) [函館](#) [東京](#) [横浜](#) [名古屋](#) [大阪](#) [神戸](#) [門司](#) [長崎](#) [沖縄](#)

現在位置: [ホーム](#) > [事前教示回答事例\(品目分類\)](#) > [事前教示回答事例\(品目分類関係\)](#) > テリー織生地の手ふきタオル

事前教示回答事例(品目分類関係)

事前教示回答事例(品目分類関係)詳細

登録番号	120002417
税関	東京
処理年月日	20200908
一般的品名	テリー織生地の手ふきタオル
税号	6302.60-000
関税率	基本9%、協定7.40%、特惠5.92%
内国税率	消費税7.80%、地方消費税22/78
貨物概要	綿製パイル織物生地の手ふきタオルハンカチ 性状:綿製パイル織物生地の四辺を縁織いたもの。異なる二色の糸によりボーダー柄になったもの。 材質:綿100% サイズ:25cm×25cm(正方形) 用途:ハンカチとして使用 包装:1枚ずつPP袋入り 重さ:23g
分類理由	本品は、綿製のテリータオル地で、手ふき等に使用されるものであり、形状、素材等から、関税率表第63.02項、同表解説第63.02項(3)の規定により、トイレットリネンとして上記のとおり分類する。 ※本回答書に記載された基本税率以外の関税率は、一定の条件のもとでのみ適用されるものである。 -----以下余白-----
法令	
その他	

[ページの先頭へ](#)

[著作権等](#) [免責事項](#) [プライバシーポリシー](#) [ウェブアクセシビリティ方針](#) [よくある質問](#) [お問合せ](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省関税局) [財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省